○国土交通省告示第百二十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年十一月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020256	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　ＷＲ08―0041	なし	極東開発工業株式会社　兵庫県西宮市甲子園口６丁目１－45
Ｅ43－58Ｒ－020257	突入防止装置　ＫＹＯＫＵＴＯ　ＷＲ36―0010	〃	〃

○国土交通省告示第百二十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年五月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ―1086	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ3307―ＣＲ―Ｔ―ＸＤＮ	キャタピラー　ＸＤＮ―Ｈ77	株式会社クボタ　大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第百二十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―2542	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ―ＶＥ４―１	トヨタ　ＤＢＡ―ＬＡ700A、トヨタ　ＤＢＡ―ＬＡ710A	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊎Ｇ―2547	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ―ＶＥＴ―１	〃	〃

○国土交通省告示第百二十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年七月三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ―2039	一酸化炭素等発散防止装置　ユマツ　ＳＡＡ６Ｄ140Ｅ－７－Ａ	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：21.6kPa	株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号

○国土交通省告示第百二十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年七月三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ―411	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ―Ｋ21―１Ａ	吸入負圧：2.6kPa　排気圧力：28.5kPa、吸入圧力：2.8kPa　排気圧力：42.4kPa、吸入圧力：4.5kPa　排気圧力：28.9kPa	グローバルコンポーネントテクノロジー株式会社　東京都品川区南大井六丁目22番７号
㊎ＧＳ―412	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ―Ｋ21―２Ａ	吸入圧力：2.6kPa　排気圧力：28.5kPa、吸入圧力：2.8kPa　排気圧力：42.4kPa、吸入圧力：4.5kPa　排気圧力：28.9kPa	〃
㊎ＧＳ―413	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ―Ｋ25―１Ａ	吸入圧力：3.3kPa　排気圧力：32.1kPa、吸入圧力：3.4kPa　排気圧力：53.7kPa、吸入圧力：4.3kPa　排気圧力：32.1kPa	〃
㊎ＧＳ―414	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ―Ｋ25―２Ａ	〃	〃

○国土交通省告示第百二十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年七月十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―2680	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＡＡＭＲ06ＡＥ２	スズキ　ＤＡＡ―ＭＨ44Ｓ、マツダ　ＤＡＡ―ＭＪ44Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第百二十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年七月三十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020238	突入防止装置及び突入防止装置取付装置　トヨタ　Ｓ21	ＡＲＳ210―ＡＥＺＷＺ、ＡＲＳ210―ＡＥＺＸＺ、ＡＲＳ210―ＡＥＺＹＺ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
Ｅ43－39Ｒ－000072	速度計　トヨタ　Ｓ21	〃	〃